

三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業 仕様書

本仕様書は、三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業について、必要な事項をまとめたものである。

- 1 件名 三沢市広告付き番号案内表示等システム設置事業
- 2 施行場所 三沢市役所1階市民課及び待合フロア
- 3 準備期間 協定日から令和6年11月下旬まで
- 4 事業期間 令和6年12月上旬から5年間

5 仕様

広告付き番号案内表示等システムについて、以下の条件を満たすものとする。

(1) 調達機器に関する事項

ア 番号発券機

- (ア) 台数は、市民課待合フロアに1台であること。
- (イ) 発券機の設置場所、業務区分等については提案事項とする。
- (ウ) タッチパネル画面が8インチ以上でありタッチ画面とプリンターが一体型であること。
- (エ) 25業務以上対応していること。
- (オ) 2階層以上画面展開できること。
- (カ) 各業務の待ち人数が表示できること。
- (キ) 日本語以外に英語、中国語、韓国語に対応し、日本語を含めた4カ国以上を選択し表示できること。
- (ク) 発券する番号札は、同じ番号を連続して2枚発券することができ、ミシン目で切離しができること。
- (ケ) 安全に配慮しプリンター部分にカッターがないこと。

イ 番号呼出操作機

- (ア) 台数は、3台以上であること。
- (イ) 操作方法はタッチ式でタッチパネル画面が7インチ以上であること。
- (ウ) 順番呼び出し、再呼び出し、取り消し、任意呼び出し、優先呼び出し、保留、保留

- 呼び出し、不在、不在呼び出し、転送及び呼び出しパターンの設定ができること。
- (エ) 有線LANコネクタを標準装備しており有線LAN接続ができること。
 - (オ) バッテリーの経年劣化のトラブルを回避するためバッテリー非搭載であること。
 - (カ) 業務毎の待ち人数及び待ち時間が表示できること。

ウ 個別表示機

- (ア) 台数は、3台以上であること。
- (イ) LEDの表示であること。
- (ウ) 各窓口のカウンター上に、設置用のポール等を用いて設置できること
- (エ) 表面に呼出番号が表示でき4桁まで対応していること。
- (オ) 裏面に待ち人数及び待ち時間が表示されること。
- (カ) 表面の呼出番号は白色、裏面の待ち人数及び待ち時間は赤色、緑色、橙色の3色から選択し表示できること。
- (キ) 裏面は待ち人数〇人以上、待ち時間〇分以上など任意の人数、時間になったときに数字を点滅させることができること。
- (ク) カウンターのお客様に配慮し表示パネルから音声は出さず、別途スピーカーを用意し音声を出すこと。
- (ケ) 日本語、英語、中国語及び韓国語を含めた4カ国以上の呼び出し音声ができること。

エ 広告モニター

- (ア) 大きさは、50インチ程度のものであること。
- (イ) 音量の調整及び消音ができること。
- (ウ) 行政情報にBGM等の音声を付し、放送することが可能であること。
- (エ) 静止画、動画の放映が可能であること。

(2) 調達機器の共通事項

- ア 設置場所は、提案事項とする。
- イ 省スペースや省電力に配慮した機器を選定すること。
- ウ 電力はAC100Vを使用すること。
- エ 定期的に保守点検を行うとともに、故障や災害等緊急時の体制を確保すること（モニター等に不具合等が発生した場合に、リモート含め1時間以内に、点検・修理等の対応ができること。）。
- オ 各付属設備及びシステムの運用に必要な消耗品は、全て事業者が負担及び準備するものとする。
- カ 設置等に伴う工事については、庁舎躯体への影響、安全等について市担当部署と十分協議し、事業者の負担で行うこと。また、維持管理、保守、撤去及び事業終了後の行

政財産の原状回復についても同様とする。

- キ 設置形態は、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造とすること。
- ク モニターの落下、破損等により庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないようにすること。
- ケ 市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときは、移設又は増設に伴う費用は事業者の負担とする。

(3) 企業広告及び行政情報等の放映に関する事項

- ア 放映時間は、三沢市役所の開庁日時と合わせるものとする。ただし、市の都合により一時的に延長又は短縮ができるものとする。
- イ 放映内容、枠数、回転数などについては、別途協議の上決定するものとする。
- ウ 行政情報を放映時間全体の4分の1以上の時間放映すること。
- エ 放映する広告は、「三沢市有料広告掲載要綱」及び「三沢市有料広告掲載基準」を遵守した内容とし、あらかじめ本市の審査を受けること。
- オ 本事業で企業広告を放映できるのは、「三沢市有料広告掲載基準」を満たした者とする。
- カ 行政情報については、市が直接制作するものを除き、市が提供する原稿により、放映原稿を制作し、放映すること。
- キ 市が本事業を事業の紹介等の行政目的のために利用する場合は、事業者は、その利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りでない。

(4) 番号案内表示システム操作研修等

- ア 番号案内表示システムを市職員が完全に理解できるよう、遅滞なく研修を行うこと。
- イ 事業開始後も十分なフォローアップに努めること。
- ウ 操作方法説明書を備え付けること。

6 行政財産の使用許可及び市に納入する費用に関すること

- (1) 事業者は、設置するモニター等について三沢市行政財産使用料条例（昭和48年7月4日条例第18号）に基づく使用許可を年次ごとに受け、行政財産使用料及び電気料金を負担すること。
- (2) 行政財産使用料及び電気料金については、三沢市行政財産使用料条例により算定した額を市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。
- (3) 広告料については、事業者が提案した年次ごとの広告料を市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。

7 備考

(1) 運用日時

休祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の午前8時15分から午後5時まで。ただし、3月下旬から4月上旬までの窓口時間延長の期間については、この限りでない。その他特別な事情の場合は別途協議すること。

8 その他

(1) 事業を円滑に運用するとともに、市の問合せに対し速やかに対応できる体制を確保すること。

(2) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(3) 本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度市と協議すること。